

公益財団法人京都府国際センター「災害時外国人サポーター」登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府内や近畿圏内で地震や台風等により大規模な災害が発生した場合、被災地その他において、外国人支援のためのボランティア活動に従事するとともに、近畿地域国際化協会連絡協議会「災害時における外国人支援ネットワークに関する協定（以下「協定」という。）」に基づく活動に従事する災害時外国人サポーター（以下「サポーター」という。）の登録、活動などに関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 公益財団法人京都府国際センター（以下「センター」という。）は、「国際活動ボランティアバンクボランティア」としてサポーターを募集するものとする。

(登録の要件)

第3条 サポーターとして登録する者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 京都府内および近畿府県で大規模な災害が発生した場合に行う外国人支援のためのボランティア活動に対し、理解と意欲のある者
- (2) センターおよび協定を結ぶ近畿地域府県・政令市国際化協会が実施する研修や訓練に参加できる者

(登録)

第4条 サポーターとして登録しようとする者は、「災害時外国人サポーター登録申込書」により当センターへ申し込むこととする。

- 2 前項の規定による登録の申込みがあった場合、センターは申込書の記載事項を確認した上で、その後センターが実施する研修や訓練の案内を行い、それらの研修または訓練に参加した者を「災害時外国人サポーター」として「国際活動ボランティアバンク」に登録し、申込者に対し登録した旨通知するとともに「近畿地域国際化協会連絡協議会 災害時通訳・翻訳ボランティア登録証」を交付するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 サポーターは「登録申込書」の記載事項に変更のあったとき、または登録を取り消そうとするときは、すみやかにその旨をセンターに届け出るものとする。

(登録の把握と研修の実施)

第6条 センターは、毎年1回以上、登録者の状況を把握するとともに、登録者を対象とした研修や訓練を実施し、サポーターに参加を促すものとする。

(サポーターへの協力要請)

第7条 センターは、大規模災害が発生した場合、近畿地域国際化協会連絡協議会や関係機関・関係団体からの要請に応じ、サポーターに対して協力要請を行う。

(活動内容)

第8条 サポーターは、当該要請元の支援要望の範囲内で、通訳、翻訳等を含むボランティア活動に従事するものとする。

(報酬等)

第9条 サポーターは、そのボランティア活動に対する報酬等をセンターまたは協力要請元に対して請求することはできない。

2 費用弁償については、別に定める。

(保険等)

第10条 サポーターがこの要綱に規定する協力要請に基づき、ボランティア活動に従事する場合は、センターにおいてボランティア活動保険に加入する。その手続きならびに保険料の負担はセンターが行う。

2 ボランティア活動中の事故等について、センターは一切責任を負わない。

(個人情報)

第11条 サポーターの登録に関する個人情報は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。